別紙

令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算（第３号）

（総　則）

第１条　令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
第１款　水道事業収益	2,744,112 千円	0 千円	2,744,112 千円
第１項　営業収益	1,935,694 千円	△10,265 千円	1,925,429 千円
第２項　営業外収益	808,418 千円	10,265 千円	818,683 千円

（他会計からの補助金）

第３条　予算第９条に定めた地方公営企業繰出金通知に定める経費への繰出し、営業及び建設事業のため構成団体の一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額を次のとおり変更する。

	構成団体名	金　　額	
		収益的収支	資本的収支
変更前	勝 浦 市	52,553 千円	1,056 千円
	いすみ市	189,600 千円	0 千円
	大多喜町	39,204 千円	0 千円
	御 宿 町	36,601 千円	0 千円
変更後	勝 浦 市	62,818 千円	1,056 千円
	いすみ市	189,600 千円	0 千円
	大多喜町	39,204 千円	0 千円
	御 宿 町	36,601 千円	0 千円

令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算

実　施　計　画

収　益　的　収　入　及　び　支　出

収　　入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1 水道事業収益			2,744,112	0	2,744,112	
	1 営　業　収　益		1,935,694	△ 10,265	1,925,429	
		1 給　水　収　益	1,930,126	△ 10,265	1,919,861	
	2 営業外収益		808,418	10,265	818,683	
		3 他会計補助金	316,726	10,265	326,991	

令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算積算基礎資料

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　入　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	備考
1 水道事業収益			2,744,112	0	2,744,112			
	1 営業収益		1,935,694	△ 10,265	1,925,429			
		1 給水収益	1,930,126	△ 10,265	1,919,861	1 水道料金	△ 10,265	減免支援事業水道料金減免分（勝浦市１か月分）
	2 営業外収益		808,418	10,265	818,683			
		3 他会計補助金	316,726	10,265	326,991	1 他会計補助金	10,265	減免支援事業勝浦市交付額（１か月分）

専　決　処　分　理　由

１　令和８年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計補正予算（第３号）

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施している水道料金減免支援事業について、勝浦市から追加の依頼を受け、当該事業の実施期間を１か月延長するため、必要な予算措置を講ずるものである。この予算措置については、本来、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を経るべきものであるが、当該事業の実施期間の延長に伴う予算措置について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである。よって、同法第１７９条第１項の規定により専決処分をするものである。